

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月20日 02時35分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港鍋田ふ頭T1岸壁 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位336° 1.0海里付近 (概位 北緯35° 01.5′ 東経136° 47.6′)
事故の概要	コンテナ船 <sup>シノトランス</sup> SHANGHAIは、係留中、また、コンテナ船 <sup>シノコール</sup> AKITAは、出港操船中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 SINOTRANS SHANGHAI（中華人民共和国香港特別行政区籍）、9,930トン（1,040TEU） 9633745（IMO番号）、YUNFU SHIPPING COMPANY LIMITED B コンテナ船 SINOKOR AKITA（大韓民国籍）、9,038トン（834TEU） 9179440（IMO番号）、SINOKOR MERCHANT MARINE CO., LTD
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、一級船長免状（中華人民共和国香港特別行政区政府発給） B 船長B（大韓民国籍）、一級船長免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部のハンドレールに凹損等 B 左舷船首部に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約0.9m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか20人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、名古屋港鍋田ふ頭T1岸壁に船首を北西方に向けて左舷着けで係留していたところ、B船が衝突した。 B船は、船長Bほか17人（大韓民国籍4人、フィリピン共和国籍13人）が乗り組み、A船の後方約100mの位置で船首を北西方に向け、鍋田ふ頭T2岸壁に入船左舷着けで係留していた。 B船は、係留索を全て岸壁のビットから放し、後進してA船の船尾とB船の船首との船間距離を隔てることもなく、船首を右舷方に振ったのち、右回頭速度が遅かったところ、A船に接近し、左舷船首部がA船の右舷船尾部に衝突した。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、左舷着けで係留中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の後方約100mに左舷着けで係留した状態から出港操船中、A船の船尾とB船の船首との十分な船間距離が隔てられておらず、また、右回頭速度が十分でなかったことから、A船に衝突した可能性があると考えられるが、B船の乗組員から情報が得られなかったため、B船の航行状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が左舷着けで係留中、B船がA船の後方約100mに左舷着けで係留した状態から出港操船中、A船の船尾とB船の船首との十分な船間距離が隔てられておらず、また、右回頭速度が十分でなかったため、B船がA船に衝突した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、離岸する際、必要に応じて主機を後進とし、船首方に着岸中の他船との距離を隔ててから回頭すること。</li> </ul>